

株 主 各 位

神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰本町一丁目27番13号

株式会社ワットマン

代表取締役社長 川 畑 泰 史

第45回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

〈新型コロナウイルス感染症拡大の予防について〉

本来であれば多数の株主様にご来場賜りたく存じますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力株主総会当日のご来場をお控えいただき、郵送により事前の議決権行使をしていただくようお願い申し上げます。

会場内は、座席間隔を十分にとった配置とさせていただきます。状況によりましては、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

総会会場においては、マスク着用と手指等のアルコール消毒にご協力をお願いいたします。また、検温などの感染予防措置をとらせていただきますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ(<https://www.wattmann.co.jp>)にてお知らせ申し上げます。

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市西区南幸2丁目16番地28
ホテル・ザ・ノット ヨコハマ
2階 キング&クイーン
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報 告 事 項

1. 第45期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第45期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第5号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

4. 株主総会招集手続及び議決権行使に関するその他事項

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎ウェブ開示について

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「事業の経過及びその成果」「財産及び損益の状況の推移」「対処すべき課題」「会計監査人の状況」、連結計算書類の「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」並びに会計監査人の監査報告書につきましては、法令及び定款第18条の定めに基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。なお、上記のウェブ開示対象書類は、監査役及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して、事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

◎ウェブ修正について

株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ <https://www.wattmann.co.jp>に掲載いたしますのでご了承ください。

以 上

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は38百万円であります。その主なものは、神奈川県海老名市マルイファミリー海老名店の建物附属設備3百万円、器具備品15百万円、ワットマン買取センターの建物及び附属設備1百万円、機械装置6百万円、タイ王国WATT MANN (THAILAND) CO., LTD. の建物附属設備1百万円、器具備品5百万円であります。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、総合リユース事業から特定商材を専門業態として切り出すスピノフ戦略の一環として2021年2月1日付けで、株式会社シナノ・グループのゲームステーション事業を譲受けております。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
WATT MANN (THAILAND) CO., LTD.	14百万バーツ	49%	リユース業

(8) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、神奈川県、東京都、タイ王国に展開している店舗において、リユース商品を中心に販売しております。主要な事業形態は、ワットマンテック業態・ワットマンスタイル業態・ブックオフ業態・カウマン業態・ワットマンホビー業態としております。主な販売品目は、次のとおりであります。

ワットマンテック業態…パソコン・テレビ・冷蔵庫・楽器など家電製品

ワットマンスタイル業態…洋服、バッグなどの服飾雑貨・貴金属・ギフト商品など
ブ ッ ク オ フ 業 態…書籍、ビデオ、CD、ゲームソフト、DVD

カ ウ マ ン 業 態…高級オーディオ、ロードバイク

ワットマンホビー・ゲームステーション業態…ゲーム、フィギュア、トレカなど

ス ポ ・ キ ャ ン 業 態…スポーツ、アウトドアなど

ワットマンタイランド…生活雑貨、ブランド品など

(9) 事業所 (2021年3月31日現在)

① 本 社 神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰本町一丁目27番13号

② 店 舗 神 奈 川 県

ワットマンテック梶ヶ谷店	ワットマンテック鎌倉手広店
ワットマンテック横浜鶴ヶ峰店	ワットマンテック横須賀堀ノ内店
ワットマンテック横須賀佐原店	ワットマンテック横浜朝比奈店
ワットマンテック座間店	ワットマンテック藤沢石川店
ワットマンテック新丸子店	ワットマンテック平塚梅屋店
ワットマンテック横須賀中央プライム店	ワットマンテック横浜本郷台店
ワットマンテック逗子久木店	ワットマンテックPAT綾瀬店
ワットマンテック相模原中央店	ワットマンテック相模原中央店
ワットマンテックサクラス戸塚店	ワットマンテック雑色店
ワットマンテック丸井ファミリー海老名店	

ワットマンスタイル梶ヶ谷店	ワットマンスタイル座間店
ワットマンスタイル鎌倉手広店	ワットマンスタイル横浜鶴ヶ峰店
ワットマンスタイル横須賀堀ノ内店	ワットマンスタイル横須賀佐原店
ワットマンスタイル横浜朝比奈店	ワットマンスタイル藤沢石川店
ワットマンスタイル新丸子店	ワットマンスタイル平塚梅屋店
ワットマンスタイル横須賀中央プライム店	ワットマンスタイル横浜本郷台店
ワットマンスタイル逗子久木店	ワットマンスタイルPAT綾瀬店
ワットマンスタイル相模原中央店	ワットマンスタイル横浜権太坂店
ワットマンスタイルサクラス戸塚店	ワットマンスタイル雑色店
ワットマンスタイル丸井ファミリー海老名店	

ブックオフ横浜鶴ヶ峰店	ブックオフ横須賀堀ノ内店
ブックオフ横浜朝比奈店	ブックオフ鎌倉手広店
ブックオフ横浜本郷台店	ブックオフ横須賀中央店
ブックオフ逗子久木店	ブックオフ横須賀佐原店

オーディオカウマンサクラス戸塚店	ロードバイクカウマンサクラス戸塚店
------------------	-------------------

ワットマンホビーサクラス戸塚店	ワットマンホビー丸井ファミリー海老名店
ゲームステーション本厚木店	ゲームステーション上大岡店
スボ・キャ ン井ファミリー海老名店	

計53店

③ 物流センター 神奈川県海老名市

④ 子会社 タイ王国

WattmannPhreak	Sa	店	WattmannTerminal21	ASOK	店
WattmannBangPhliYai		店	WattmannSukhumvit	39	店
WattmannSAMKHOK		店			

計5店

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高
	百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	242
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	102
Bangkok Bank	34
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	32
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	20

(11) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従 業 員 数	前連結会計年度末比増加数
名	名
104	11

(注) 上記従業員には臨時従業員429名は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 1,136,854株 (自己株式43,290株を含む。)
 (3) 株主数 416名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名				持 株 数	持 株 比 率
				千株	%
株 式 会 社 ハ ー ド オ フ コ ー ポ レ ー シ ョ ン				161	14.7
川	畑	泰	史	110	10.1
長	野	健	一	71	6.5
清	水	一	郷	69	6.3
田	中	玲	子	63	5.8
渡	邊	未	来	43	3.9
堀	内	裕	紀	43	3.9
田	中	和	雄	42	3.9
清	水	と	も	40	3.7
川	畑		遥	40	3.7

- (注) 1. 当社は、自己株式43,290株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
 2. 持株比率は、自己株式43,290株を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	川 畑 泰 史	
取 締 役 会 長	清 水 一 郷	
常 務 取 締 役	小 松 創	営業本部本部長
取 締 役	清 水 とも子	内部監査室 室長
取 締 役	片 岡 宏 介	片岡公認会計士事務所 CPAパートナーズ株式会社 東京鐵鋼株式会社 監査等委員 株式会社Fun Group 監査役
取 締 役	渡 邊 匡	経理IRグループ長
取 常 勤 監 査 役	田 中 和 雄	
監 査 役	七 松 優	七松公認会計士税理士事務所
監 査 役	浅 尾 慶一郎	玉川大学非常勤講師

- (注) 1. 2020年6月29日開催の第44回定時株主総会において、渡邊匡氏は取締役に応任され就任いたしました。
2. 取締役片岡宏介氏は、社外取締役であります。
3. 監査役七松優氏及び浅尾慶一郎氏は、社外監査役であります。
4. 監査役七松優氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役七松優氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を2021年2月26日の取締役会にて決議しました。取締役の報酬は、優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとしま

す。

また、取締役の報酬の内容について株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続の両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとします。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

決定方針において、取締役および監査役の報酬等の額は、1992年(平成4年)6月22日開催の第16回定時株主総会においてそれぞれ、年額4億円以内、年額500万円以内、と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、重要な業務執行について機動的な経営判断を行うことを取締役会の重要な機能の一つとして位置付けており、取締役の多くが業務執行取締役であります。当社全体の業績を俯瞰しつつ業務執行取締役の業績を評価して報酬の内容を決定するには、取締役会の合議による審議・決定よりも、業務執行を統括する代表取締役による決定が適していると考えております。そこで決定方針において、各取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定するものとしております。

代表取締役社長川畑泰史は上記委任に基づき取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

取締役会は、代表取締役が適切な報酬決定をおこなうように取締役会に報告を求める等の措置を講じており、当該手続きをへて取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

但し、株式報酬がある場合における取締役の株式報酬の個人別の割当て数については、取締役会の決議により定めるものとしております。

④ 監査役の報酬等の内容に関する事項

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から、各監査役の報酬額は、株主総会で決議した報酬等の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	82,750 (2,250)	82,750 (2,250)	- (-)	- (-)	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	6,600 (3,600)	6,600 (3,600)	- (-)	- (-)	3 (2)

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役片岡宏介氏はCPAパートナーズ株式会社のパートナー、東京鐵鋼株式会社 取締役（監査等委員）、株式会社Fun Group 監査役を兼職しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

取締役片岡宏介氏は取締役会に100%出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。社外取締役が果たすことが期待される役割に関しては、主に当社のガバナンス運用体制、事業再編に係る業務執行の監督、IR活動に関する助言を行いました。

監査役七松優氏は取締役会に100%出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、監査役会へ100%出席し、議案審議等必要な発言を行っております。

監査役浅尾慶一郎氏は取締役会に100%出席し、主に国会議員経験者としての見地から発言を行っております。また、監査役会へ100%出席し、議案審議等必要な発言を行っております。

④ 当社の報酬等の額及び当社の親会社等又は当社親会社等の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)	監査役又は監査等委員が子会社等から受ける報酬
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
社外役員	5,850	5,850	-	-	3	-

4. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2006年5月19日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決定し、2015年5月15日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

その内容及び運用状況の概要は以下の通りであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人を含めた行動規範として「企業行動規範」を定め、その周知徹底を図るとともに、取締役および使用人は、自らが主体的に法令、定款、社会的規範等を遵守し業務の遂行に当たります。

当社は、取締役及び使用人の責任の明確化、権限行使の適正化を図るため、取締役会規則、職務権限規定その他の社内規定を整備します。

当社の監査役は、法令に定める取締役会への出席のほか、コンプライアンスの観点から各事業グループ主催の会議・報告会等へ出席し、必要かつ有効な助言・アドバイスを行っております。

また、必要に応じて監査役は、取締役・使用人から報告を受けるとともに、会計監査人に対し監査に関する報告を求めています。

このほか、内部監査を担当する内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務のモニタリング等を実施し、コンプライアンスの実効性を確保いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」・「稟議規程」等に基づき、取締役の業務執行に係る事項を、取締役会または稟議手続をもって、その重要性の度合に応じて決議または決裁し、記録を残しております。

取締役会議事録には、取締役の業務の執行状況を明確にするため、上程者または報告者の氏名を明記するとともに、決議事項における賛否の状況、発言があった場合の内容を記載しております。

取締役会議事録・稟議書・決算に関する計算書類・重要な契約書等、取締役の職務の執行に係る重要書類については、各法令で定める期間保管するものとし、監査役会からの閲覧の要請に備えるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に伴い発生する可能性のある各種リスクのうち、発生可能性、重要性に鑑み、財務リスク、事務リスク、法務リスク、システムリスク、事故災害リスクなどについては、取締役を長とする全社横断的なリスク管理統括部署等を設置し、会社全体のリスク管理方針の策定を行っております。また、個別のリスクマネジメントの実施については、リスクの内容に応じて各担当リスク管理部署が、規程・マニュアルの策定および指導・助言を行っております。

また内部監査室の内部監査をとおして、リスク情報の収集と適切な対応を行

っています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、6名の取締役ににより構成され、定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法定事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督する体制をとっております。

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む3名(常勤1名、非常勤2名)で構成しており、各監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づき、取締役会をはじめとする主要会議に出席するとともに代表取締役との定期的会合をもち、取締役の職務執行を十分に監査できる体制をとっております。

(5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人については、おりませんが必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを内部監査室より配置することとします。

監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長の指揮命令を受けないこととします。

当該補助使用人の人事に関する事項の決定に関しては監査役の同意を得ることとします。

また、監査役の職務を補助すべき使用人の監査に係る指示の実効性を確保するための社内体制整備を行います。

(6) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための手続を整備し、監査役が必要とする情報を適宜提供することとします。

取締役、その他の使用人の監査役、監査役会への情報提供を理由とした不利益な取扱を一切行わないこととします。

なお、取締役は以下の事項を報告すべき事項としております。

①会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実

②取締役会決議により委任を受けた事項を決定したときは、当該決定に関する事項

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し、決議または報告事項につき意見を述べることとしております。また、すべての稟議書を検閲し、必要の都度、担当者からの説明・意見を求めています。

なお、監査役は、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から会

計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

当社は監査役が弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーを任用するときなどの必要な監査費用を認めるものとします。

(8) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「企業行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、毅然とした態度で臨むことを定め、不当要求等に対しては、警察等の外部機関との連携を図り、組織的な対応を行う体制をとっております。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ①取締役会規則に則り取締役会を8回開催し、会社の職務執行の決定、取締役の職務執行の監視・監督を実施しました。
- ②取締役会は経営目標・予算を策定し実績管理を実施しました。
- ③代表取締役社長は取締役会に委任された会社の業務執行を決定し、取締役会の決議に従い職務を執行しました。
- ④監査役会は監査役会規程に則り監査役会を7回開催し、取締役の職務執行の監督を実施しました。
- ⑤監査役は取締役会に出席し決議または報告事項につき意見を述べ、取締役の職務執行の監督を実施しました。
- ⑥監査役は必要に応じ社内の文書を閲覧し、担当者からの説明を受けて、取締役の職務執行と内部統制システムの運用状況の監督を実施しました。
- ⑦監査役会は法令定款に則り会計監査人から報告を受け、会計監査人の監査の方法と結果を評価し、選解任の決定を行いました。
- ⑧エリア長会議を月1回実施し取締役及び従業員が法令・定款等を遵守することを徹底しました。
- ⑨エリア長会議において各部門の責任者は、それぞれが自部門のリスクマネジメント状況の報告を行い、定期的な見直しを実施しました。
- ⑩経理IRグループ、人事グループは法令及び文書取扱規程並びに内部情報管理規程に基づき情報を文書化し、閲覧、謄写可能な状態で保全し取締役会、監査役会、会計監査人の求めに応じて文書を提出しました。
- ⑪内部監査室は内部統制監査を実施し、その過程でリスク情報の収集と報告を実施しました。

5. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図るためには、中期的な視点で経営戦略を展開し、市場動向を見極めたタイムリーな施策により継続的な成長を実現していく必要があると考えます。

公開会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付行為（下記(2)に記載する「大量買付行為」をいいます。以下同じとします。）があった場合、これに応じるか否かの判断は、上記のような当社の経営方針とそれにより実現される企業価値をご理解頂いた上で、最終的には当社の株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時わが国の資本市場における大量買付行為の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社といたしましては、大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様適切にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されること、検討のための十分な期間が確保されることといたします。また、当社取締役会は、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保することといたします。

(2) 基本方針実現のための取組みの概要

①基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記(1)に記載する基本方針の実現のために中期的な視点で経営戦略を展開し、市場動向を見極めたタイムリーな施策により継続的な成長を実現していく必要があると考えます。具体的には、中期的に利益を増大するための「攻めの強化」と、中期的かつ継続的に利益を確保するための「守りの強化」の両面より、企業価値の向上を図っております。

以上の取組みに加え、当社は、企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、経営の透明性・健全性

を確保・維持していくことを重要課題としてとらえております。そのために、経営の意思決定の迅速化、監査機能の強化、適時な情報開示が必要不可欠と考えております。

②会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2018年5月23日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定し、さらにかかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量買付行為(当社の株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果所有割合の合計が20%以上となるもの(以下「特定株式保有者」)による当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けもしくはこれらに類似する行為)への対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を導入することを決定いたしました。本プランは2018年6月28日開催の当社定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただきました。

本プランは大量買付行為に関する一定のルールを定めるものであり、その概要は以下の通りです。

a. 大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)および本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を、日本語で記載した買付提案書を提出していただきます。

- i. 大量買付者およびそのグループの詳細
- ii. 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、ならびに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的、方法および内容
- iv. 大量買付行為の価格の算定根拠の概要
- v. 大量買付行為の資金の裏付け
- vi. 大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無ならびに意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- vii. 大量買付行為後の当社ならびに当社の子会社および関連会社の経営方針、経営者候補、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策
- viii. 大量買付行為後の当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客およ

び地域社会その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針

ix. 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

x. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針

xi. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無および関連性が存在する場合にはその内容

xii. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

b. 当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様を買収の是非を適切にご判断いただき、当社取締役会の評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合、その旨ならびに下記の取締役会評価期間の始期および終期について、速やかに大量買付者および独立委員会に通知し、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内または90日以内（かかる60日以内または90日以内の期間を、以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記c.に定める独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

c. 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、ならびに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は、3名とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

d. 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するに当たっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に

応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得たうえで、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることとします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催することもできるものとします。また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従うものとします。

③対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して、1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されます。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

ただし、特定株式保有者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件のもとで特定株式保有者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件のもとで本

新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

④本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、2018年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から、その後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

(3) 具体的取組に対する当社取締役の判断及びその理由

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが、上記(1)の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

①買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。

なお、本プランは、2008年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

②企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、上記(2)②に記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様にご判断いただき、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものです。

③株主意思を重視するものであること

上記(2)②に記載のとおり、2018年6月28日の定時株主総会において承認

のうえ導入されました。さらに、上記(2)④記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様に示すものです。加えて、上記(2)②d.記載のとおり、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することとしております。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

④独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、上記(2)②c.に記載のとおり、本プランの導入に当たり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しています。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

⑤合理的な客観的要件を設定していること

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑥独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること

本プランは、上記(2)②b.およびd.に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会および独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会および独立委員会による判断の公正性および合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

⑦デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記（２）④に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は期差任期制度を採用していないため、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

（事業報告についての注記）

1. 以上ご報告いたしました金額、年令及び年数についてはその表示単位未満は切捨て、比率については表示桁未満を四捨五入して表示しております。
2. 売上金額には、消費税等を含んでおりません。

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月22日

株式会社ワットマン 監査役会

常勤監査役 田 中 和 雄 (印)

監 査 役 七 松 優 (印)

監 査 役 浅 尾 慶一郎 (印)

(注) 監査役七松優及び浅尾慶一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、業績の安定が見られたことから、以下のとおり配当いたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 60円 総額 65,613,840円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	川 畑 泰 史 (1978年5月7日)	2005年6月 アクセンチュア株式会社入社 2013年9月 同社経営コンサルティング本部シニアマネージャー 2014年6月 当社取締役 2016年4月 当社取締役経営戦略室長兼管理本部本部長 2017年6月 当社取締役副社長 2018年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	110,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	小 松 創 (1970年12月30日)	1998年10月 株式会社ゼロエミッション入社 2001年4月 同社執行役員 企業戦略ゼネラル マネージャー 2008年4月 株式会社ムラウチ電気入社 上席 執行役員 2009年12月 株式会社大宮電化入社 代表取締役 社長付 2011年7月 当社入社 営業企画グループ長 2013年6月 当社取締役リユース事業本部長 2014年6月 当社常務取締役リユース事業本部 長 2016年4月 当社常務取締役営業本部本部長 (現在に至る)	-株
3	渡 邊 匡 (1969年5月5日)	2001年4月 中央青山監査法人(現 PwCあらた 有限責任監査法人) 入所 2007年7月 新日本監査法人(現 EY新日本有限 責任監査法人) 入所 2008年12月 公認会計士登録 2011年4月 当社 入社 2011年7月 当社 執行役員 経理総務グループ 長 2019年7月 当社 執行役員 経理IRグループ長 2020年6月 当社 取締役 経理IRグループ長 (現在に至る)	2,100株
4	片 岡 宏 介 (1977年7月23日)	2000年10月 中央青山監査法人(現 PwCあらた 有限責任監査法人) 入所 2004年4月 公認会計士登録 2007年1月 マイルストーン ターンアラウン ド マネジメント株式会社 入社 2008年11月 PwCアドバイザリー株式会社(現 PwCアドバイザリー合同会社) 入 社 2018年7月 片岡公認会計士事務所所長(現 任) CPAパートナーズ株式会社 パー トナー(現任) 2019年6月 当社取締役(現任) 東京鐵鋼株式会社 取締役(監査 等委員)(現任) 2020年3月 株式会社Fun Group 監査役(現 任)(現在に至る)	-株

(注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 片岡宏介氏は社外取締役候補者であります。

3. 片岡宏介氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年間となります。
4. 片岡宏介氏につきましては、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に生かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、片岡宏介氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として会計監査の専門家としての経験、並びに小売業のターンアラウンド業務及びM&A支援業務の豊富な経験により、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
片岡宏介氏には上記の経験を生かし、当社において、主に当社のガバナンス運用体制、事業再編に係る業務執行の監督、IR活動に関する助言により当社の適切な運営および企業価値の増進に寄与して頂く事を期待しております。
5. 片岡宏介氏は当社との間で当該責任限定契約を締結しております。同氏が社外取締役に再任された場合、当社は同氏との間で、当社の定款に基づき責任限定契約を締結する予定です。契約内容の概要は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の責任について職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とするというものであります。
なお、会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役田中和雄及び浅尾慶一郎の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	渋 佐 万 葉 (1982年12月22日)	2005年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社 (現大和証券株式会社) 入社 2021年6月 相馬ガスホールディングス株式会社 監査役(現任) (現在に至る)	37,275株
2	浅 尾 慶一郎 (1964年2月11日)	1987年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 1992年6月 スタンフォード大学経営大学院卒業(株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行)より留学) 1998年7月 参議院議員当選 2002年6月 当社監査役(現任) 2009年8月 衆議院議員当選 2018年4月 玉川大学非常勤講師(現任) (現在に至る)	-株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者が会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものであること
渋佐万葉氏は、当社代表取締役社長川畑泰史氏の義妹であります。
3. 浅尾慶一郎氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性及び社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者の選任理由及び独立性について

- ① 浅尾慶一郎氏につきましては、過去に当社の社外監査役を19年間務め、当社事業の内容等に精通しており、また、国会議員として培われた専門的な知識・経験等を、監査役に就任された場合に当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

なお、同氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって19年となります。

- ② 浅尾慶一郎氏は当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外監査役候補者浅尾慶一郎氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合には、当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・ 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

なお、会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1992年(平成4年)6月22日開催の第16回定時株主総会において年額4億円以内とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、取締役に對し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。

なお、現在の取締役は6名(うち社外取締役1名)であり、第2号議案が原案どおり承認可決されまると、取締役は4名(うち社外取締役1名)となります。

1. 譲渡制限付株式の発行又は処分の方法

本議案に基づく譲渡制限付株式の発行又は処分は、取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法で行うものといたします。

2. 取締役に對して付与する譲渡制限付株式の上限数及び上限額

本議案に基づき譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は2031年に開催される当社の定時株主総会の日の前日までの10年間で150千株以内(うち社外取締役分は5千株以内)(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整します。)とし、当該10年間で450百万円以内(うち社外取締役分は15百万円以内)といたします。また、各取締役への支給時期及び具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

当該発行又は処分に關して金銭の払込等は要しませんが、上記の報酬上限額の範囲内において、1株当たりの金額を発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)その他公正な評価額として取締役の報酬額を算出します。

3. 取締役に対して付与する譲渡制限付株式の概要

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- ① 取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の割当日から当該取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- ② 取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記①に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- ③ 当社は、取締役が、役務提供期間中、継続して、上記①に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、取締役が、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記①に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- ④ 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ⑤ 当社は、法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- ⑥ 上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で

承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

- ⑦ 上記⑥に規定する場合においては、当社は、上記⑤の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は2021年2月26日及び2021年5月24日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿うものです。

本議案に基づき付与する譲渡制限付株式は、取締役が退任時まで中長期的な視点を持って経営を行うことを促す効果も期待できることから、当社の長期的な成長に資するものであり、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

第5号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)継続の件

当社は、2018年5月23日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定し、さらにかかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)を2018年6月28日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき導入いたしました(以下、当該対応策を現プランとします)。

現プランの有効期限は2021年6月29日開催予定の本定時総会終結の時までとなっております。当社は現プラン導入後も、買収防衛策をめぐる社会環境等の動向を踏まえ、当社の企業価値の向上については株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための当社の取組みについて引き続き検討を行ってまいりましたが、その有効期間満了に先立ち、2021年5月24日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られる事を条件として更新する(以下「本更新」といい、更新後のプランを「本プラン」とします。)ことを決議いたしました。

つきましては、本プラン更新について出席株主の皆様の議決権の過半数の賛成をもってご承認をお願いするものであります。

なお、本プラン更新にあたり、形式的な文言の変更をおこなっておりますが、現プランの内容を実質的に変更している箇所はございません。

また、本プラン更新が決議されました2021年5月24日開催の当社取締役会においては、出席した社外監査役である当社監査役のいずれも、本プランの運用が適切に行われる事を条件として、本プランの内容に賛同する旨の意見を述べております。

記

I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。公開会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付行為（下記Ⅲ 2.（3）①で定義されます。以下同じとします。）があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きが見受けられます。こうした大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該行為に係る提案内容や対象会社の取締役会からの代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、さらに対象会社の取締役会が大量買付者（下記Ⅲ 2.（3）①で定義されます。以下同じとします。）の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大量買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社といたしましては、このような当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えており、このような者が現れた場合には、必要かつ相当な対抗手段を講じることが必要であると考えます。

Ⅱ 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉

当社は、1978年に家電量販店としてスタートしましたが、中期的な企業価値向上の観点から、時代の流れや顧客の要望に対応し、その都度、変革を実現してきました。第1次変革期としては、1980年12月、それまで駅前立地が主であった家電量販店を郊外型に変革したことです。横須賀市野比に野比店を開店し、神奈川県下における家電チェーン店化を開始いたしました。その後、約5年をかけて既存の5店舗（駅前立地）を順次閉店し、郊外型のチェーン店化を実現いたしました。

第2次変革期としては、2004年5月に家電事業からリユース事業へ業態を転換したことです。6ヶ月間で家電量販店30数店舗を閉店し、10数店舗をリユース店舗として出店いたしました。第3次変革期としては、2013年5月に株式会社ハードオフコーポレーションとのフランチャイズ契約を解消し、独自ブランド「Super Recycle Shop WATTMANN」を立ち上げたことです。

特に大きな変革であったのは、2004年の第2次変革期です。当時店舗数約50店舗の家電量販店でしたが、ジャスダック市場への上場を維持したまま家電量販店業界から完全撤退し、新業態であるリユース業に業種転換いたしました。

当社は、時代の流れに応じてその業態を都度変革させながら、中期的な観点に立った継続的な経営を行ってまいりました。このような歴史の中で培われた当社の企業価値の源泉は、以下のとおりであると考えます。

- ① 過去の成功体験に固執することなく、常に市場動向や顧客のニーズを見極め、業態を柔軟に変革し、中期的な企業価値を確保・向上させてきた経営力
- ② 業態の変革に合わせ、迅速にあるべき人材を育成し、最適配置する人材マネジメント力
- ③ 駅前店・郊外店・大中小規模店等、様々な形態での出店により構築された店舗開発ノウハウ
- ④ 家電量販店時代から神奈川県を中心とするドミナント戦略（特定の地域に集中して店舗展開を行うこと）を展開してきたことにより得られた顧客認知度および出店候補地の選定に関する知見
- ⑤ 低価格・高回転率のビジネスモデルを実現するオペレーション力

2. 企業価値向上への取組み（中期的な経営戦略）

当社の企業価値の源泉を最大限に発現させ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図るためには、中期的な視点で経営戦略を展開し、市場動向を見極めたタイムリーな施策により継続的な成長を実現していく必要があると考えます。

当社は、中期的な企業価値の向上および株主共同の利益の確保を図るために、2017年4月より新たな経営戦略に取り組んでおります。

具体的には、中期的に利益を増大するための「攻め」と、中期的かつ継続的に利益を確保するための「守り」両面の強化をへて、リユース業の競争優位の源泉である買取力(仕入力)を強化する体制、多様な商品を効率的に買取、商品化、販売、輸出のサイクルを高速回転させる体制を確立させました。この「トコトン買取」体制が当社の強みであり、買取のお客様の流入を促し、離脱を防ぐ仕組みとなっております。

2021年3月期においては「攻め」と「守り」の戦略を継続・発展させ「コア事業」「スピノフ事業」「海外事業」が有機的に結びついたオーガニック成長戦略による企業価値の向上を進めてまいりました。

「コア事業」においては、大型店の出店・既存店の増床による大型化、強みである「トコトン買取」をさらに強化し事業成長を図ります。

「スピノフ事業」においては、既存事業の取扱商材を切り出し業態として独立させることで専門性の向上を図ります。また既存売場とスピノフ事業業態の複合店化により「コア事業」への成長寄与を進めてまいります。

「海外事業」においては、海外リユースによる利益構造改善とともに、単なる海外進出に留まらず、国内既存店でリユースが難しい商材を海外にて再リユースする事により、国内における「トコトン買取」のさらなる強化し「コア事業」への成長寄与を図ります。また、「海外事業」においても「スピノフ事業」の展開を行い、「スピノフ事業」の成長寄与を進めることも検討しております。

これらの施策を強力に推進することにより、更なる飛躍を図り、企業価値の向上へ繋げてまいります。

また、当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題として位置付けており、業績に応じた株主還元を基本としております。また、内部留保についても、将来にわたって企業価値を向上させるための投資の源泉と、財務体質の健全性の維持・強化のための充実に図り、有効に活用してまいります。

3. コーポレート・ガバナンス体制の構築

以上の取組みに加え、当社は、企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保するため、コーポレート・ガバナンスの充実に図り、経営の透明性・健全性を確保・維持していくことを重要課題としてとらえております。そのために、経営の意思決定の迅速化、監査機能の強化、適時な情報開示が必要不可欠と考えております。

取締役および従業員が取るべき行動の規範を示した「企業行動規範」を制定し、取締役および従業員が法令・定款等を遵守することを徹底しております。

(1) コーポレート・ガバナンスの体制

① コーポレート・ガバナンスの体制の概要とその体制を採用する理由

当社におけるコーポレート・ガバナンスは、経営の意思決定の迅速化、監査機能の強化、適時な情報開示を実現するため、下記のと通りの体制を採用しております。

取締役は、外部環境の変化への迅速な対応と事業年度における経営責任を明確にするため、任期を1年間としております。取締役会は、定例取締役会および必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の業務執行を相互に逐次監視しております。

取締役、執行役員および経営幹部で構成される経営会議は、毎週開催され、業務執行に関する重要な決定と進捗状況の確認、適切な対応策を審議・決定しております。

当社は、監査役制度を採用しており、常勤監査役1名および監査役2名の合計3名で監査役会を構成しております。また、監査役制度の機能充実を図るため、監査役3名のうち2名は社外監査役としており、監査役会を例年年間約8回開催し、広範な視点から取締役の経営監視を行っております。

会計監査人には、EY新日本有限責任監査法人を選任し、正しい経営情報を提供するなど、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。顧問弁護士には、法律上の判断を必要とする場合に適時アドバイスを受けております。

当社は、取締役および監査役が職務の執行に当たり期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第426条第1項に基づき、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、取締役会の決議をもって法令で定める限度額の範囲内でその責任を免除できる旨を定款に定めております。また、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役および社外監査役との間において、会社法第423条第1項の責任について職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする契約を締結しております。

当社は、下図のとおり、組織の簡素化を図り、ライン部門とスタッフ部門を明確にして内部牽制組織の確立を図っております。相互の連携および牽制により、コンプライアンスに関する情報をはじめリスク情報の共有とコーポレート・ガバナンスの推進ならびに意思統一を図っております。

The diagram illustrates the internal control system of the company, showing the relationships between various departments and committees. At the top is the **株主総会** (Shareholders' Meeting). Below it are three main branches: **選任・解任** (Appointment/Dismissal), **監査役会** (Board of Corporate Auditors), and **取締役会** (Board of Directors). The **監査役会** consists of 3 members (including 2 external auditors). The **取締役会** consists of 6 members (including 1 external director). Below the **監査役会** is the **内部監査室** (Internal Audit Room). Below the **取締役会** is the **代表取締役社長** (Representative Director/President) and the **経営会議** (Management Meeting). The **内部監査室** is connected to the **代表取締役社長** and the **経営会議** by a double-headed arrow labeled **連携** (Cooperation). The **内部監査室** is also connected to the **事業部門** (Business Department) by a double-headed arrow labeled **内部監査** (Internal Audit). The **事業部門** is connected to the **代表取締役社長** and the **経営会議** by a double-headed arrow labeled **統制/監視** (Control/Supervision). The **事業部門** is also connected to the **監査役会** by a double-headed arrow labeled **監視** (Supervision). The **事業部門** is also connected to the **代表取締役社長** and the **経営会議** by a double-headed arrow labeled **助言/指導** (Advice/Guidance). The **事業部門** is also connected to the **監査役会** by a double-headed arrow labeled **助言/指導** (Advice/Guidance). The **事業部門** is also connected to the **監査役会** by a double-headed arrow labeled **助言/指導** (Advice/Guidance). The **事業部門** is also connected to the **監査役会** by a double-headed arrow labeled **助言/指導** (Advice/Guidance).

```

graph TD
    SM[株主総会] -->|選任・解任| BOA[監査役会  
監査役 3名  
(うち社外監査役 2名)]
    SM -->|選任・解任| BD[取締役会  
取締役 6名  
(うち社外取締役 1名)]
    SM -->|選任・解任| ID[内部監査室]
    
    BOA -- 監視 --> BD
    BD -- 助言/指導 --> BOA
    
    BOA <-->|連携| ID
    ID <-->|連携| CEO[代表取締役社長  
経営会議]
    
    ID -- 内部監査 --> DP[事業部門  
ライン/スタッフ]
    DP -- 統制/監視 --> CEO
    CEO -- 助言/指導 --> DP
    DP -- 助言/指導 --> CEO
    
    DP -- 監視 --> BOA
    BOA -- 助言/指導 --> DP
    
    CA[会計監査人  
(監査法人)] -- 監査 --> DP
    DP -- 監査 --> CA
    
    LP[顧問弁護士等] -- 助言/指導 --> CEO
    CEO -- 助言/指導 --> LP
  
```

当社は、企業価値に影響を与える広範なリスクのうち、経営戦略に関する意思決定などの経営判断に関するリスクについては、必要に応じて外部の専門家の助言を受け、関係部門において分析・検討を行っております。

内部監査室は、2名の体制で監査役と連携して内部監査業務を実施いたしております。

また、監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。

(3) 社外取締役および社外監査役

当社は、社外取締役を1名選任しております。また上記(1)コーポレート・ガバナンスの体制に記載のとおり、外部環境の変化への迅速な対応と事業年度における経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

また、監査役3名中2名は社外監査役であります。

なお、社外監査役がコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能および役割と選任状況に関する考え方ならびに内部監査、会計監査との相互連携は、上記(1)コーポレート・ガバナンスの体制に記載のとおりであります。

社外監査役は、社外での経営に関する豊富な経験や高い見識または専門の見地から客観的かつ適切な監督または監査といった機能および役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考えとして、選任しております。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

(1) 企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反する株券等の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社においては、企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大量買付行為を強行するといった動きも見受けられないわけではありません。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが対象となる会社の経営陣の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現を考えることなく、専ら当該会社の株価を上昇させて対象会社の株券等を高値で会社関係者等に買い取らせる目的で行うものなど、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白な、いわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、長年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しております。当社株券等の大量買付者がこれらのこと

を十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益は著しく害されることになります。

(2) 本プラン更新の必要性

当社の株券等は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいております。したがって、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記(1)のような状況下でかかる大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様適切にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、以下のとおり本プランを更新することを決定いたしました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、ならびに大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めております。

当社の株主の状況について、2021年3月31日現在において当社の把握する限り、当社役員およびその関係者による当社株式の保有比率が約28%となっており、当社にとって比較的安定的な構成になっております。しかしながら、当社の株券等は、本株主総会招集ご通知7ページ「会社の株式に関する事項(2021年3月31日現在)」記載のとおり、そのほとんどは個人株主の皆様により保有されているため、当然のことながら流動性があります。また、現時点において比較的安定的な株主構成とはいえ、当社役員およびその関係者が各々の事情によりその保有する当社の株券等の譲渡または処分を行うなど、今後、当社の株券等の流動性がさらに増す可能性は否定できません。このように、当社役員およびその関係者の保有比率が大きく低下し、当社の株券等の流動性が高まることにより、より多くの株主・投資家の皆様に当社の株券等を保有していただく機会が増加することになりますが、その反面、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為が行われるおそれが高まることも否定できないと考え

ております。

なお、現時点において、当社に対し大量買付行為が行われている事実はありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うに当たり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様に出資株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの更新手続ー本定時株主総会における承認

本プランの更新については、株主の皆様の意思を適切に反映するため、本定時株主総会において、出席株主（議決権行使書により議決権行使を行う株主を含みます。）の皆様が議決権の過半数のご賛同によりご承認いただくことをお願いするものであります。

(3) 本プランの発動に係る手続

①対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社の株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果、

- i. 当社の株券等¹の保有者²が保有³する当社の株券等に係る株券等保有割合⁴の合計
- ii. 当社の株券等⁵の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有⁶しまたは所有することとなる当社の株券等および

その者の特別関係者⁷が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合⁸の合計

のいずれかが、20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けもしくはこれらに類似する行為またはその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有者をいいます。以下同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下 ii において同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

②本プランの開示および大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社東京証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ（<https://www.wattmann.co.jp/>）に本プランを掲載しました。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を、日本語で記載した買付提案書を提出していただきます。

なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記④に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供いただいた情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当

社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途要求する追加の情報を、大量買付者から日本語で提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。

かかる追加情報提供の要求は、適宜回答期限（原則として30日を上限とします。）を定め、たとえば、上記買付提案書受領後またはその後の追加情報受領後10営業日以内に行うこととします。

- i. 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- ii. 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、ならびに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）、方法および内容（大量買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類および数、大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- iv. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）の概要
- v. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- vi. 大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無ならびに意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- vii. 大量買付行為後の当社ならびに当社の子会社および関連会社（以下、

当社と併せて「当社グループ」といいます。)の経営方針、経営者候補(当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策(ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。)

- viii. 大量買付行為後の当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針(変更の計画の有無および変更の計画が存する場合はその内容)
- ix. 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- x. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- xi. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無(直接的であるか間接的であるかを問いません。)および関連性が存在する場合にはその内容
- xii. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実について、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様のご判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様へ情報開示を行います。

③当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様へ買収の是非を適切にご判断いただき、当社取締役会の評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合(大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。)、その旨ならびに下記の取締役会評価期間の始期および終期について、速やかに大量買付者および独立委員会に通知し、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社のすべての株券等の買付けの場合)または90日以内(その他の大量買付行為の場合)(かかる60日以内または90日以内の期間を、以下「取締役会評価期間」といいます。)に、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者

(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。)の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に對抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に對抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（当初の取締役会評価期間の満了日の翌日から起算します。）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由について、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過または下記⑥Ⅲに定めるとおり当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑦に定める不発動決定通知を受領した場合、大量買付者は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

④独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、ならびに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の對抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は、3名とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

なお、本プラン更新時の独立委員会の委員は、社外監査役2名および社外有識者1名により構成される予定であり、現時点で選任が予定されている委

員の氏名および略歴は、別紙１「独立委員会委員の氏名および略歴」のとおりであります。独立委員会規則の概要は、別紙２「独立委員会規則の概要」のとおりであります。また、独立委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

⑤ 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するに当たっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得たうえで、当社取締役会全員の一致により発動の決議をすることとします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等したうえで、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

さらに、下記⑥ iii に定めるとおり、下記⑥ ii の場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様のご意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を開催することもできるものとします。

⑥ 対抗措置の発動の条件

- i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量

買付行為を行いまたは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることとします。

ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- (i) 高値買取要求を狙う買収である場合
- (ii) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得するなど、会社の犠牲のもとに大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- (iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合

- (iv) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的 high 配当をさせるか、一時的 high 配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (v) 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合
- (vi) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付けを行うなど、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- (vii) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (viii) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- (ix) 大量買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社グループに係る利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
- (x) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
 - a. 当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
 - b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないかまたはそのおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合

iii. 株主総会の開催

上記 ii のとおり、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、大量買付者による大量買付行為の内容、株主総会の開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令および当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断すると

きは、当社取締役会は、株主総会を招集し、出席株主（議決権行使書により議決権行使を行う株主を含みます。）の皆様の議決権の過半数の賛成をもって、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することが出来るものとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実およびその理由を株主の皆様に対して情報開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従うものとします。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議がされるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

⑦当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記⑥ i または ii のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、また、上記⑥ ii の場合で、かつ、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って、対抗措置の発動または不発動に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決定を行った場合、速やかに当該決定の概要、上記株主総会の決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様に情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または上記⑥ iii に定めるとおり当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することが出来るものとします。ただし、当社取締役会から不発動決定通知を受領した場合には、大量買付者は、同通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

⑧当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合等、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問したうえで再度審議を行い、独立委員会

の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または中止に関する決定を行うことができます。また、この場合にも、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催することができるものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動または中止に関する決定を行った場合、速やかに当該決定の概要、上記株主総会の決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知し、株主の皆様に情報開示を行います。

(4) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙3「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して、1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されます。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

ただし、特定株式保有者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件のもとで特定株式保有者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件のもとで本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

上記（1）に記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法およびその他の法令上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時かつ適切に株主の皆様に情報開示を行います。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から、その後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を踏まえたうえで、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。なお、本プランは2021年5月24日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的な考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示します。

また、本定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行ったうえで、本プランの継続、更新の可否または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様意思を確認させていただく予定です。

3. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの更新時点においては、対抗措置自体は発動されませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役

会の決定により、下記（４）②に記載の手続により、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社普通株式を受領することとなり、その保有する株式１株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止または無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、１株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、１株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

（３） 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、特定株式保有者およびその関係者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定株式保有者およびその関係者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様が当社普通株式が交付される場合には、株主の皆様が振替口座に当社普通株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

（４） 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続等

①本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項ならびに株主自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権

1 個当たり 1 円を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき 1 株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されることになります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご留意ください。

②当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。

なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者またはその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が当社取締役会において決定された後、株主の皆様へ開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

IV 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由）

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが、上記 I の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。

なお、本プランは、2008年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

2. 企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として更新されていること

本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様にご判断いただき、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として更新されるものです。

3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、更新に当たり株主の皆様の意思を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただくことを条件として更新されます。上記Ⅲ 2. (2)に記載のとおり、本定時株主総会において本議案をお諮りし、本議案が承認されない場合、本プランは更新されません。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様に示すものです。加えて、上記Ⅲ 2. (3) ⑥iii記載のとおり、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様を直接確認することが実務上適切と判断するときは、株主総会を開催し、株主の皆様を直接確認することとしております。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

4. 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、上記Ⅲ 2. (3) ④に記載のとおり、本プランの更新に当たり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しています。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行

うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値および会社の利益については株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

5. 合理的な客観的要件を設定していること

本プランは、上記Ⅲ 2. (3)に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6. 独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること

本プランは、上記Ⅲ 2. (3) ③および⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会および独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされております。これにより、取締役会および独立委員会による判断の公正性および合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 2. (5)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は期差任期制度を採用していないため、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(別紙1)

独立委員会委員の氏名および略歴

本プラン更新時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

七松 優（ななまつ まさる）

略歴：1957年2月23日生

1980年4月 監査法人中央会計事務所入所
1982年7月 公認会計士税理士中島和明事務所
1983年8月 公認会計士登録
1984年1月 税理士登録
1985年9月 向山公認会計士事務所入所
1990年6月 当社監査役に就任（現任）
1992年7月 七松公認会計士税理士事務所所長に就任（現任）

なお、七松優氏は社外監査役であり、当社と特別の関係はありません。

浅尾 慶一郎（あさお けいいちろう）

略歴：1964年2月11日生

1987年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
1998年7月 参議院議員
2002年6月 当社監査役に就任（現任）
2009年8月 衆議院議員
2018年4月 玉川大学 経営学部 国際経営学科 非常勤講師（現任）

なお、浅尾慶一郎氏は社外監査役であり、当社と特別の関係はありません。

福井 誠久（ふくい しげひさ）

略歴：1948年9月17日生

1971年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
1998年10月 興銀オフィスサービス株式会社代表取締役
2002年4月 みずほゼネラルサービス株式会社専務取締役
2006年6月 興銀リース株式会社常勤監査役
2010年6月 第一リース株式会社常勤監査役（社外）
2012年6月 IBJL東芝リース株式会社常勤監査役（社外）
2014年6月 協同油脂株式会社社外監査役（2017年6月退任）

なお、福井誠久氏は、当社と特別の関係はありません。

(別紙2)

独立委員会規則の概要

第1条 当社は、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下「本プラン」という。）の導入・更新に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保に資することを目的とする。

第2条 独立委員会の委員は、3名とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任に当たり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。

- ① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）等となったことがない者
- ② 現在または過去における当社等の取締役または監査役等の一定範囲の親族でない者
- ③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役または監査役等となったことがない者
- ④ 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役または監査役等でない者
- ⑤ 当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
- ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）

2 委員の選任および解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

3 委員の任期は、第1項第2文に定める契約に別段の定めがない限り、2021年3月期に関する定時株主総会の終結の時（ただし、本プランの期間中に選任された委員については、選任の時）から、同定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第3条 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決

議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。

- ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
- ② 買付提案の内容が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するか否かの決定ならびに対抗措置の発動または不発動
- ③ 対抗措置の中止
- ④ ①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
- ⑤ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ⑥ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

第4条 独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

第5条 独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

第6条 取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。

第7条 取締役会は、独立委員会が審議を行うに当たって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。

第8条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない。

(別紙 3)

新株予約権の要項

1. 割当対象株主

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式 1 株につき新株予約権 1 個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

2. 発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類および数

① 新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

② 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権 1 個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1 株以下で当社取締役会が定める数とする。

ただし、第 5 項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

5. 新株予約権の目的である株式の数の調整

① 当社が、割当期日後、当社株式の分割もしくは併合または合併もしくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。

② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨およびその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数およびその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の払込金額

無償とする。

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、1 円とする。

8. 新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件

① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。

a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果、

I 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計

II 当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有しまたは所有することとなる当社の株券等およびその者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計

のいずれかが、20%以上となる者をいう。

b. a. I において「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。a. II において「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。

c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。

d. 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。

e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。

f. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。

g. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。

h. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券

等所有割合をいう。

- ② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、もしくはその特別関係者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株券等を取得または保有することが当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）

- ③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

10. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。
- ② 当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。

11. 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

12. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。

13. 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付およびその条件
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。
14. 新株予約権証券の不発行
新株予約権証券は、発行しない。
15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額は、本新株予約権無償割当て決議において定める額とする。
16. 新株予約権の行使請求および払込みの方法
新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項ならびに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類ならびに会社法、金融商品取引法およびその関連法規（日本証券業協会および本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。
17. 新株予約権行使の効力発生時期等
新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書および添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。
18. 法令の改正等
新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨および文言を勘案のうえ、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以上

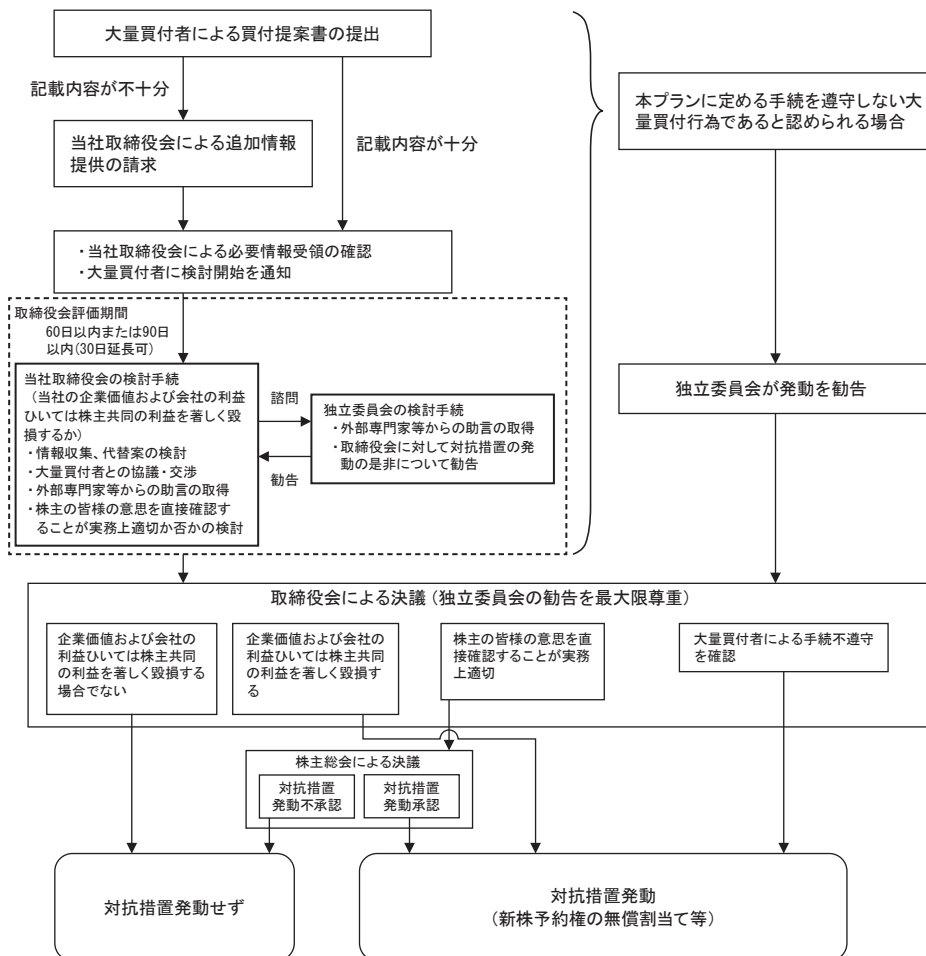
(ご参考)

当社株券等の大量買付行為開始時のフローチャート

当社の株券等に対する大量買付行為について、
当社が公表した買収防衛策に定められた手続の遵守を要請

(手続が遵守された場合)

(手続が遵守されない場合)



(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

以 上

第45回定時株主総会

会場ご案内図

〒220-0005 神奈川県横浜市西区南幸2丁目16番地28

ホテル・ザ・ノット ヨコハマ

2階 キング&クイーン

電話 (045) 311-1311

